

入院時食事療養

当院は、厚生労働大臣が定める基準による食事療養を行っている保険医療機関です。

＜入院時の食事についての標準負担額＞

1食につき 510円

※但し、次の区分に該当する場合には、金額が軽減されます。

1. 市町村民税非課税の世帯に属する方等で、標準負担額の減額認定を受けている場合 (過去1年間の入院日数が90日を 超えている場合)	1食 240円 (1食 190円)
2. 市町村民税非課税の世帯に属する方等で、老齢福祉年金を受給している場合	1食 110円

- 当院では、管理栄養士により管理された食事を提供しております。
- 温かい料理は温かく、冷たい料理は冷たいままでめしあがっていただけけるよう、保温食器を使用しております。
- 食事の時間 朝食 7:30 昼食 12:00 夕食 18:00